



秋田県公報

目次

監査委員告示
 秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程(二)

監査委員告示

秋田県監査委員告示第二号

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十六日

秋田県監査委員

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員事務局の組織及び運営に関する規程(昭和五十三年秋田県監査委員告示第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「技師(運転)」を「技能技師」に改め、同条第二項中「主任技師(運転)」を「技能主任」に改め、同条第四項中「技師(運転)及び主任技師(運転)」を「技能技師及び技能主任」に改め、同条第十四項中「主任技師(運転)」を「技能主任」に改め、同条第十五項中「技師(運転)」を「技能技師」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(0862)八七六六〇〇五
 E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 FAX(0863)〇〇〇五
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄